

貸借対照表注記

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等(上場株式及び上場投資信託は、決算日前1ヵ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
| その他 | 5年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,437百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. (1)退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の翌事業年度から)費用処理 |
- なお、会計基準変更時差異(498百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
- (2)当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)
- | | |
|----------------|---------------|
| 年金資産の額 | 1,358,815 百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,630,641 百万円 |
| 差引額 | △ 271,826 百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成23年3月分)
- 0.4443%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円及び繰越不足金15,887百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金92百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額230百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額5,620百万円
16. 現金自動預入払機、オンライン端末機、無人監視装置及び事務機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,506百万円、延滞債権額は19,828百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は516百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,938百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,789百万円であります。
- なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,829百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 定期預金 | 3,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 307百万円 |
- 上記のほか、為替決済、日銀歳入代理店等の取引の担保として、定期預金16,000百万円および有価証券2,083百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は105百万円であります。
23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に基づいて地価税法第16条に規定する方法に合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △720百万円
24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は100百万円であります。
25. 出資1口当たりの純資産額 133円32銭
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。
- 市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、総合企画部では、市場運用商品(投資信託・株式)の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
- 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、990百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- なお、金利リスク以外のリスク価格変動、為替、市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから省略しております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス

- の調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
27. 金融商品の時価等に関する事項
平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 預け金 (※)	117,173	117,241	67
(2) 有価証券 (※)	62,776	62,776	
その他有価証券	62,776	62,776	
(3) 貸出金 (※)	311,816		
貸倒引当金	△ 4,289		
	307,526	314,178	6,652
金融資産計	487,476	494,196	6,720
預金積金 (※)	482,232	481,854	△ 377
金融負債計	482,232	481,854	△ 377

(※) 預け金、有価証券の一部、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券
株式：投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
自金庫保証付私募債は、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額
- ③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式 (※1)	28
組合出資金 (※2)	1
合 計	30

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	471	432	39
	債券	52,006	51,121	884
	国債	15,368	14,917	451
	地方債	3,397	3,374	23
	社債	33,239	32,830	409
	その他	1,317	1,238	79
	小計	53,795	52,791	1,003
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	270	311	△ 41
	債券	7,425	7,439	△ 13
	国債	—	—	—
	地方債	766	767	△ 1
	社債	6,659	6,671	△ 12
	その他	1,284	1,312	△ 27
	小計	8,981	9,063	△ 82
合計		62,776	61,855	921

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	248	15	—
債券	3,272	50	—
国債	1,559	41	—
地方債	—	—	—
社債	1,713	8	—
その他	235	15	1
合計	3,756	82	1

30. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの (百万円)	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	800	800	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 有価証券の償還予定額に関する事項は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券	12,087	30,710	12,472	6,045
その他有価証券のうち満期があるもの	12,087	30,710	12,472	6,045

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,644百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が12,095百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	5,754百万円
税務繰越欠損金	955百万円
偶発損失引当金	92百万円
減価償却損金算入限度額超過額	81百万円
その他	167百万円
繰延税金資産 小計	7,051百万円
評価性引当金	△ 3,155百万円
繰延税金資産 合計	3,896百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	254百万円
固定資産圧縮積立額	15百万円
その他	2百万円
繰延税金負債 合計	272百万円
繰延税金資産の純額	3,624百万円

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.3%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は275百万円減少し、その他有価証券評価差額金は31百万円増加し、法人税等調整額は307百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は30百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

34. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

損益計算書

		(単位：千円)	
科 目		第84期(22.4.1～23.3.31)	第85期(23.4.1～24.3.31)
経 常 収 益		11,031,306	10,721,022
資 金 運 用 収 益		9,958,746	9,308,098
貸出金利息		8,514,283	8,017,325
預け金利息		875,550	644,235
コールローン利息		375	949
有価証券利息配当金		521,817	600,601
その他の受入利息		46,719	44,986
役 務 取 引 等 収 益		747,874	734,045
受入為替手数料		392,424	382,876
その他の役務収益		355,450	351,169
そ の 他 業 務 収 益		267,343	115,204
外国為替売買益		—	256
国債等債券売却益		244,393	53,514
国債等債券償還益		9,000	34,578
その他の業務収益		13,950	26,854
そ の 他 経 常 収 益		57,341	563,674
償却債権取立益		—	486,001
株式等売却益		27,380	28,684
金銭の信託運用益		4,881	6,139
その他の経常収益		25,079	42,849
経 常 費 用		9,052,891	8,520,490
資 金 調 達 費 用		620,658	467,699
預金利息		559,514	425,888
給付補てん備金繰入額		40,630	22,076
譲渡性預金利息		13,618	12,898
借入金利息		5,871	5,550
その他の支払利息		1,022	1,285
役 務 取 引 等 費 用		653,488	646,401
支払為替手数料		125,336	121,081
その他の役務費用		528,151	525,320
そ の 他 業 務 費 用		14,769	7,244
外国為替売買損		84	—
その他の業務費用		14,684	7,244
経 常 費		5,565,123	5,629,996
人件費		3,387,077	3,446,083
物件費		2,055,802	2,067,369
税 金		122,242	116,544
そ の 他 経 常 費 用		2,198,852	1,769,147
貸倒引当金繰入額		451,539	418,576
貸出金償却		1,503,656	1,145,385
株式等売却損		137,206	1,839
その他資産償却		75	16,455
その他の経常費用		106,375	186,891
経 常 利 益		1,978,415	2,200,532
特 別 利 益		470,154	—
償 却 債 権 取 立 益		454,178	—
そ の 他 の 特 別 利 益		15,976	—
特 別 損 失		40,627	64,569
固 定 資 産 処 分 損		12,102	3,022
減 損 損 失		3,065	53,718
そ の 他 の 特 別 損 失		25,459	7,828
税引前当期純利益		2,407,943	2,135,962
法人税、住民税及び事業税		13,552	13,552
法 人 税 等 調 整 額		339,826	772,225
当 期 純 利 益		2,054,564	1,350,185
前 期 繰 越 金		548,392	1,041,548
圧 縮 積 立 金 取 崩 額		540	567
土地再評価差額金取崩額		—	34,254
当 期 未 処 分 剰 余 金		2,603,497	2,426,555

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 8円38銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
千葉県松戸市内	営業店舗	土 地	49,644
千葉県野田市	遊休資産	土 地	4,074
合 計			53,718

営業店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグループビングの最小単位としております。市川本部、城東本部、事務センター、倉庫施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
地価の下落等により資産グループ2カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額53,718千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。
当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、営業店舗については割引率3.208%による使用価値、遊休資産については正味売却価額によっております。なお、重要な資産に係る正味売却価額については、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

剰余金処分計算書

		(単位：円)	
科 目		第84期(23年3月末)	第85期(24年3月末)
当 期 未 処 分 剰 余 金		2,603,497,631	2,426,555,880
剰 余 金 処 分 額		1,561,949,420	994,177,563
利益準備金		206,000,000	136,000,000
普通出資に対する配当金		120,149,420	120,407,408
(配当率)		(年 2.0%)	(年 2.0%)
優先出資に対する配当金		335,800,000	335,800,000
(配当率)		(年 2.3%)	(年 2.3%)
優 先 出 資 消 却 積 立 金		900,000,000	400,000,000
税率変更による固定資産圧縮積立金の調整額		—	1,970,155
次 期 繰 越 金		1,041,548,211	1,432,378,317

(注) 優先出資に対する配当率は、発行価額(146億円)に対する配当率であります。



平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月19日
東京ベイ信用金庫
理 事 長

菊安満雄

当金庫は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、第84期～第85期の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。